

12月以降の新型コロナウイルス感染症対策に関する島根県の指針について

11月末までの、新型コロナウイルス感染症対策に関する収容人数の制限に関する指針につきましては、11月20日の島根県からの指針に基づき、2021年2月末まで延長されることになりました。

よって、12月1日から2021年2月28日までの催し物の収容人数の取り扱いは、下記のとおりとさせていただきます。

催し物の収容可能人数（2020年12月1日～2021年2月28日）

イベントの種類	大声での歓声・声援等がないことを前提とする催し物	大声での歓声・声援等が想定される催し物
	・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踏、 伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント、公営競技、公演
収容可能定員	100%まで収容可 (席がない場合は、適切な間隔をとる)	50%まで収容可 (席がない場合は、十分な間隔をとる)